

# 今後の県内建設産業のあり方に関する提言（案）

令和〇年〇月

明日の建設産業を考える山梨会議

# 目 次

第1章 提言にあたって .....	1
第2章 県内建設産業の現状 .....	2
1. 建設産業の役割 .....	2
(1) 社会資本整備と維持管理の担い手としての役割 .....	2
(2) 安全・安心な地域の守り手としての役割 .....	2
(3) 地域の発展を担う基幹産業としての役割 .....	2
2. 建設業就業者の現状 .....	3
(1) 就業者の年齢構成 .....	3
(2) 女性従事者数 .....	4
(3) 外国人労働者 .....	5
(4) 新卒・中途の採用状況 .....	6
(5) 従業員の過不足感 .....	6
(6) 建設産業の離職率 .....	7
3. 就労環境の現状 .....	7
(1) 就労の状況 .....	7
(2) 休日 .....	8
(3) 賃金 .....	9
4. 建設産業の労働生産性 .....	10
(1) 労働生産性の状況 .....	10
(2) 建設業就業者数の推移 .....	11
(3) ICT 活用状況 .....	12
(4) 施工時期 .....	12
5. 建設投資の現状、建設業者の経営状況 .....	13
(1) 建設業許可業者数の推移 .....	13
(2) 建設投資額の推移 .....	14
(3) 社会資本の老朽化 .....	15
(4) 建設業者が懸念する経営課題 .....	16
(5) 建設業者が重視する経営戦略 .....	17
第3章 県内建設産業の課題 .....	19
1. 技術者・技能者不足 .....	19
(1) 若年入職者の確保 .....	19
(2) 女性が働きやすい職場であることの認知度向上 .....	19
(3) 改正入管法による外国人材の雇用拡大への対応 .....	20
(4) 技術者・技能者の育成 .....	20
2. 建設産業への理解不足 .....	20

(1) 建設産業の社会的役割や魅力についての情報発信 .....	20
3. 就労環境や処遇が悪い .....	20
(1) 不規則・長時間労働の改善 .....	20
(2) 建設産業従事者の処遇改善 .....	20
4. 建設現場の生産性が低い .....	20
5. 経営維持への危機感 .....	21
6. インフラ維持や災害時のリスク増大への対応 .....	21
<b>第4章 持続可能な建設産業にするために .....</b>	<b>22</b>
1. 目指すべき将来像 .....	22
2. 取組みの方向性 .....	23
3. 担い手の確保育成 .....	24
(1) 担い手確保・育成の取組み .....	24
4. 就労環境の改善 .....	28
(1) 働き方改革の推進 .....	28
5. i-Construction の推進 .....	30
(1) 建設現場の生産性向上 .....	30
6. 経営力・営業力の強化 .....	35
(1) 経営の安定・基盤強化 .....	35
(2) 地域の守り手の維持 .....	36
7. 産学官連携による協働体制の構築 .....	37
<b>明日の建設産業を考える山梨会議について .....</b>	<b>38</b>

## 第 1 章 提言にあたって

県内建設産業は、社会インフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、これらの整備等を通じて地域経済の発展や雇用を支えるとともに、災害時には最前線で応急復旧作業を行うなど、安全・安心な地域づくりにも重要な役割を担っている。

一方、建設投資額は平成 4 年の 8,360 億円をピークに平成 22 年まで減少傾向をたどり、その後は国の大型補正予算等により下げ止まりの兆しを見せているものの、平成 29 年には 4,386 億円とピーク時の約 5 割となっている。加えて、建設業就業者数の年齢構成を見ると、平成 7 年には 29 歳以下が 26.0%、55 歳以上が 25.8%だったが、平成 27 年には 29 歳以下が 9.0%に低下する一方、55 歳以上が 38.5%を占めるなど高齢化が進んでいることから、技術・技能の継承に支障が生じ、将来にわたる社会インフラの整備・維持管理だけでなく、災害対応等を通じた地域の安全・安心の確保にも悪影響を及ぼすことが懸念されている。

また近年、全国的に頻発している大規模な自然災害への対応や老朽化したインフラ等の維持・管理など、地域建設産業が果たすべき社会的役割への期待は高まるばかりである。

このような状況において、国では平成 31 年 4 月には働き方改革関連法による労働基準法の改正、令和元年 6 月には新・担い手 3 法（品確法と建設業法・入契法の一体改正）が施行され、「働き方改革」や「建設現場の生産性向上」などの取組みが進められている。

県においても、県内建設業者が厳しい経営環境に対応し得るよう経営力強化を支援するとともに、若年者や女性の入職者増加による将来の担い手の確保・育成に向けた取組みを行っている。

この度、有識者・専門家を委員とする「明日の建設産業を考える山梨会議」（以下「山梨会議」）において、県内建設産業の課題を明らかにし、それらを踏まえて今後も県内建設産業が地域を支え、地域を守る存在であり続けるための取組みの方向性について議論を重ね、本提言を取りまとめた。

## 第2章 県内建設産業の現状

### 1. 建設産業の役割

#### (1) 社会資本整備と維持管理の担い手としての役割

本県建設産業は、道路、河川、橋梁、鉄道、上下水道、公営住宅、病院、学校、公園など社会生活や経済活動の基盤となる社会資本整備の重要な担い手である。

また、高度経済成長期に整備された多くの社会資本の老朽化が進行する中、既存施設の維持管理や、施設の長寿命化に向けた点検・更新に際しても役割を担っている。

#### (2) 安全・安心な地域の守り手としての役割

本県建設産業は、地震や台風災害、豪雪等の自然災害に際して、国・県・市町村等と締結する災害協定に基づき迅速な対応を行うなど、県民生活の安心・安全を支える地域の守り手である。

#### (3) 地域の発展を担う基幹産業としての役割

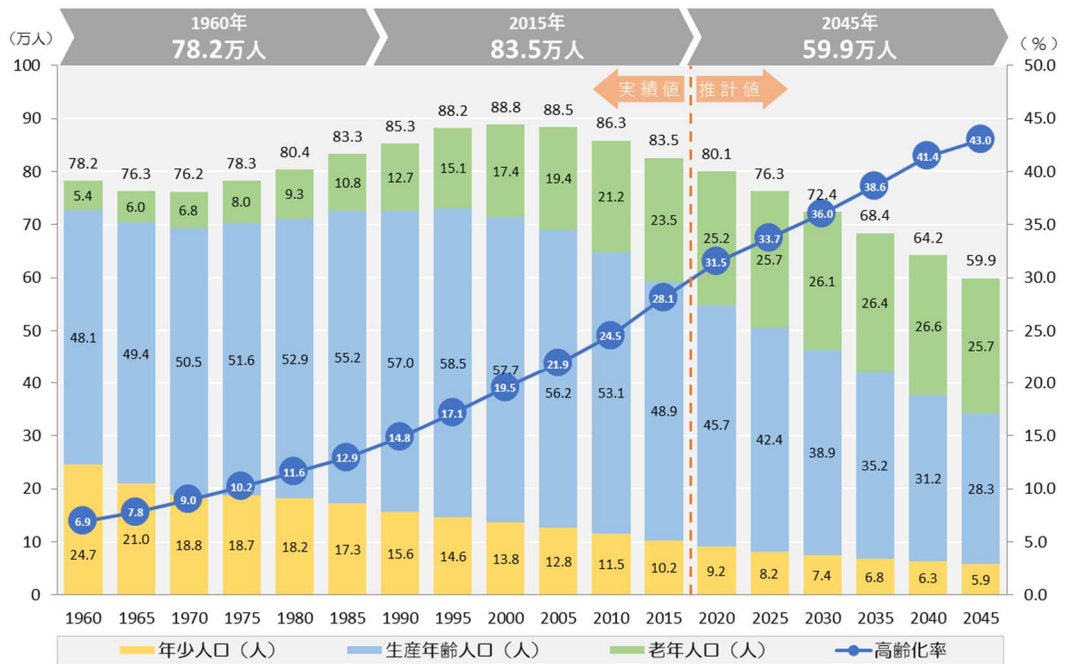
本県建設産業は、社会資本の整備やメンテナンス等を通し、地域の雇用創出や経済の発展などに貢献している重要な基幹産業である。

## 2. 建設業就業者の現状

### (1) 就業者の年齢構成

本県の生産年齢人口を図-1で見ると、1995年の58.5万人を境に減少傾向をたどり、2015年では48.9万人となっている。また2045年(推計)では、28.3万人になることが予想されており、今後さらなる減少が予想されている。

本県の建設業就業者数の年齢構成を図-2で見ると、平成7年には29歳以下が26.0%、55歳以上が25.8%だったが、平成27年には29歳以下が9.0%に低下する一方、55歳以上が38.5%を占めるなど高齢化が進んでいる。本県は全国平均よりも早く高齢化が進行しており、とりわけ29歳以下の就業者の減少傾向が顕著である。



出典：2015年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値。  
2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成25年3月公表）に基づく推計値。  
2006年に甲府市と富士河口湖町に分割編入した山梨県上九一色村については、富士河口湖町に統合している。

図-1 山梨県の人口の推移と将来推計

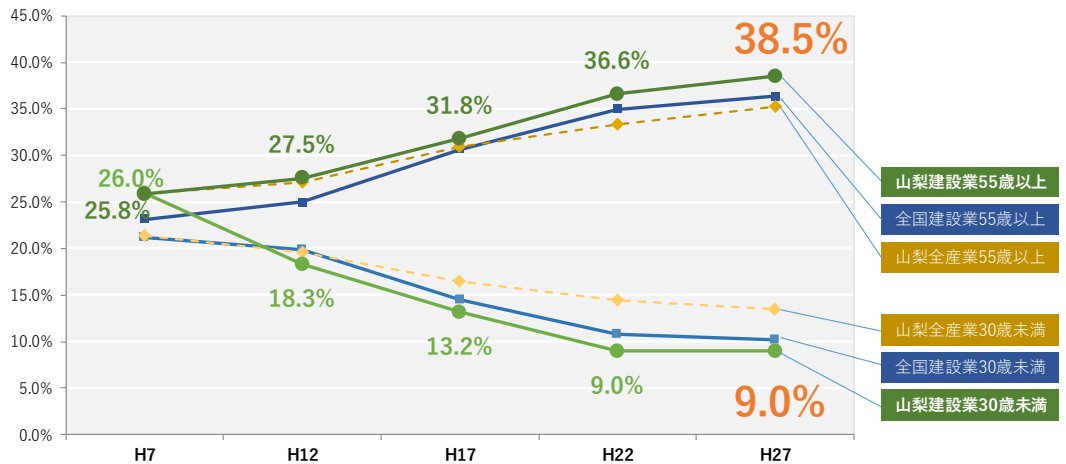


図-2 建設業における就業者の年齢構成別の割合（全国・山梨県）

出所：国勢調査（各10月1日現在の状況）

## (2) 女性従事者数

本県の常用労働者数に占める女性従事者の割合を図-3 で見ると、調査産業全体では47.0%、そのうち製造業が33.2%であるのに対し、建設業では16.1%であり、他産業よりも低い水準となっている。

また、県発注工事への入札参加資格のある県内建設業者を対象とした「やまなしの建設業に関するアンケート調査」<sup>1)</sup>（下欄注釈参照、以下同じ）による従業員の採用状況を見ると、女性従業員のうち事務職の割合は62.9%であるのに対し、技術職・技能職の割合は非常に低いことが分かる。

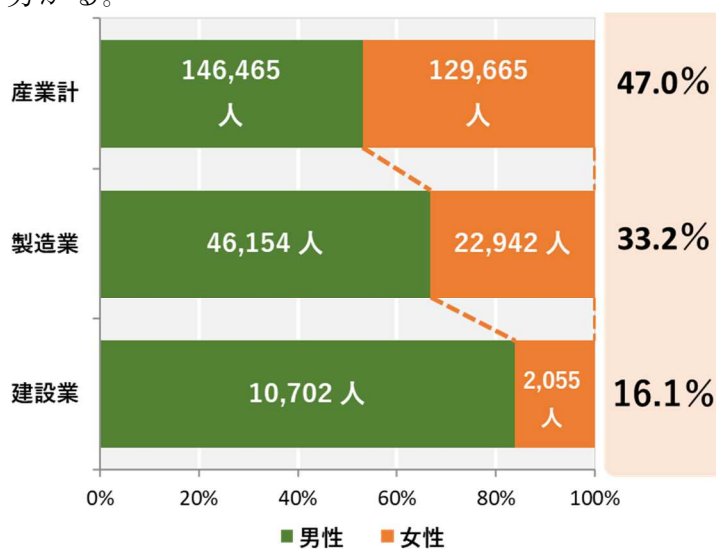


図-3 山梨県の女性従業者の状況（規模5人以上）

出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

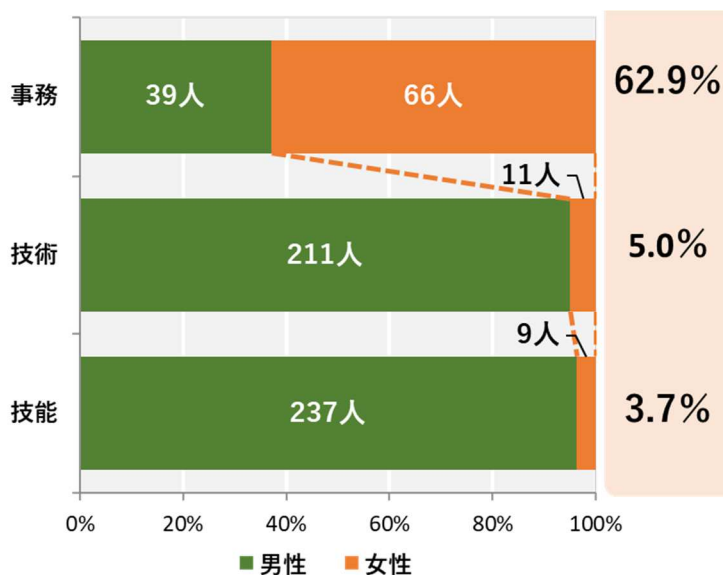


図-4 従業員の採用状況

出所：山梨会議「やまなしの建設業に関するアンケート調査」「Q11」

1) 本県建設業の活性化を一層推進するための基礎資料として活用するために、県内建設業者を対象として実施  
 実施期間：平成30年10月 対象数：1,053業者（県発注工事への入札参加資格のある県内建設業者）  
 回答数：542事業者（回答率51.5%）

### (3) 外国人労働者

厚生労働省山梨労働局の「外国人雇用状況」の届出状況まとめによれば、平成30年10月末現在で、建設業における外国人雇用事業所数は100事業所、外国人労働者数は280人であり年々増加している（表-1、図-5）。

「経済センサス基礎調査・活動調査」による県内の建設業事業所数と合わせて見ると、外国人雇用事業所数は、平成26年から平成28年に0.6ポイント増加している（図-5）。

平成31年4月に施行された改正入管法によって新たな在留資格（特定技能1号・2号）が創設されたことから、今後外国人労働者の雇用拡大が見込まれている。

表-1 山梨県の産業別・外国人労働者数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全産業計	4,421	4,645	5,178	5,823	6,910
建設業	-	163	196	216	280
製造業	-	2,295	2,417	2,693	2,780

(人)

(注) 各年10月末現在

出所：厚生労働省山梨労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

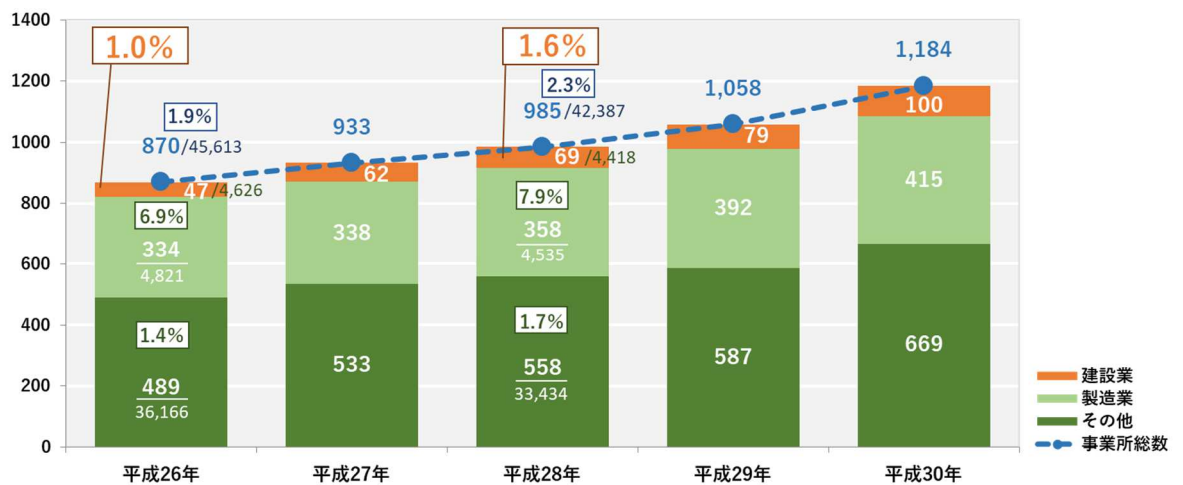


図-5 山梨県の外国人雇用事業所数

出所：厚生労働省山梨労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ  
山梨県統計データバンク「経済センサス基礎調査・活動調査」



#### (4) 新卒・中途の採用状況

従業員の採用状況を表-2 で見ると、技術職については高校生が大学生よりも多く採用されており、技能職についてはほとんどが高校生である。また、技術職・技能職とも中途採用が非常に多くなっており、技術職については採用された者の7割以上、技能職については8割以上が中途採用者となっており、新卒者が少ない状況にある。これは、新卒者は育成に時間がかかるうえ離職率も高いことから、経験のある技術職・技能職の採用が多くなっていると考えられる。

表-2 従業員の採用状況（採用延人数、回答 537 事業者）

	新卒（人）				中途（人）	計
	中学生	高校生	短大/専門	大学生		
事務職(経理・総務、営業)	-	6	1	14	84	105
技術職(設計、施工管理)	1	35	6	16	164	222
技能職	1	33	3	-	209	246
計	2	74	10	30	457	573

出所：山梨会議「やまなしの建設業に関するアンケート調査」「Q11」  
（平成 30 年度新卒採用、平成 29 年度中途採用）

#### (5) 従業員の過不足感

従業員の過不足感を図-6 で見ると、事務職については85%の事業者が「適正」と回答しているが、技術職と技能職については「不足している」と回答した事業者がそれぞれ7割ほどを占めている。技能者・技術者が不足していることが伺える。

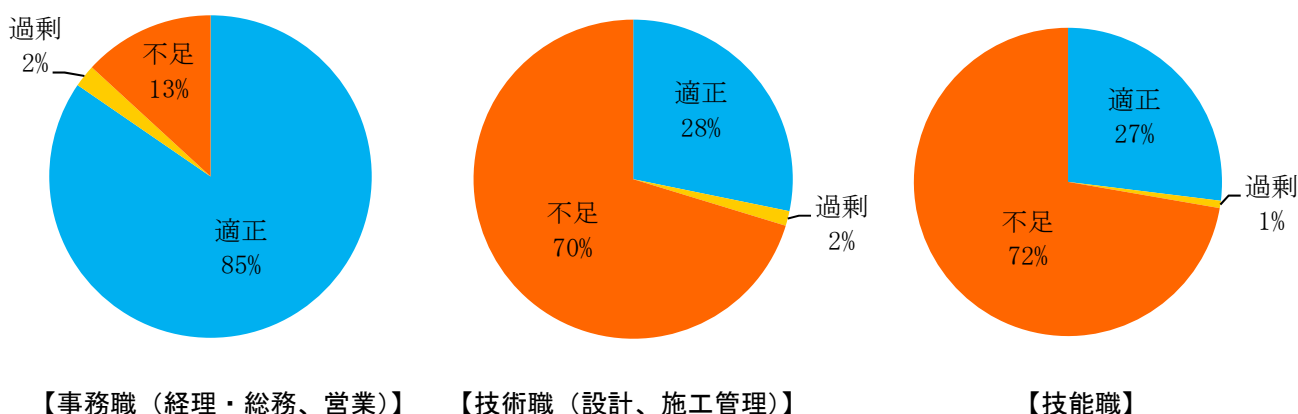


図-6 従業員の過不足感について

出所：山梨会議「やまなしの建設業に関するアンケート調査」「Q14」  
事務(回答数：532)、技術(回答数：535)、技能(回答数：523)

## (6) 建設産業の離職率

厚生労働省の「新規学卒者の産業別離職状況」を図-7で見ると、全産業では35.5%、製造業は24.6%であるのに対し、建設業の入社3年以内の離職率は37.7%と製造業と比較するとかなり高い水準となっている。

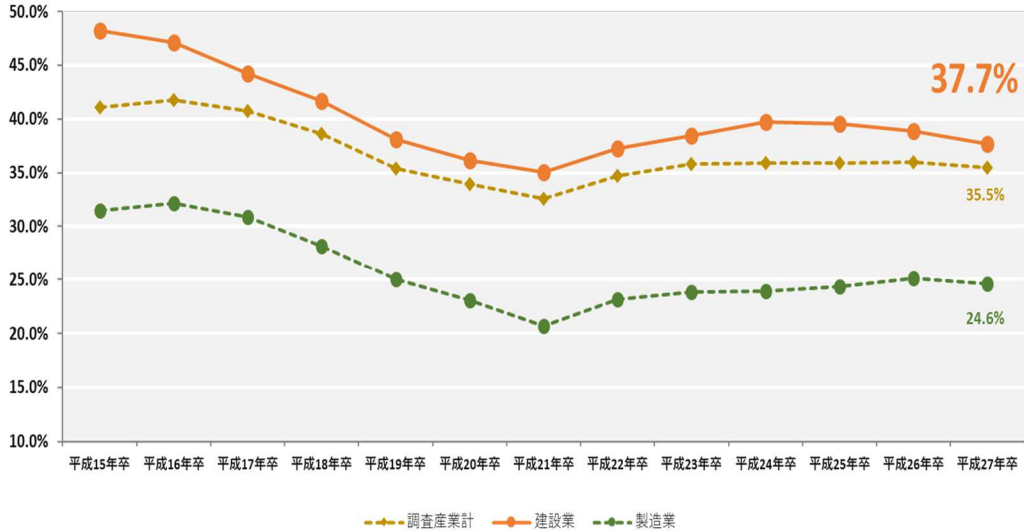


図-7  
入社3年以内の離職率 (全国)

出所：厚生労働省「新規学卒者の産業別離職状況」

## 3. 就労環境の現状

### (1) 就労の状況

表-3を見ると、年間実労働時間は山梨県の全産業で1,742時間、製造業で1,967時間であるのに対し、建設業は2,083時間と実労働時間が長いことがわかる。また、年間出勤日数については、山梨県の全産業で227日、製造業で234日であるのに対し、建設業は254日と出勤日数が多い。

なお全国データで建設業と他産業を比較しても、建設業の方が労働時間が長く、年間出勤日数が多い。

表-3 年間実労働時間・年間出勤日数 (事業所規模5人以上)

		平成19年	平成29年	対平成19年
全国 (調査産業計)		1,891H 241日	1,721H 223日	▲170H ▲18日
	製造業	1,993H 240日	1,963H 246日	▲30H 6日
	建設業	2,039H 254日	2,063H 253日	24H ▲1日
山梨県 (調査産業計)		—	1,742H 227日	—
	製造業	—	1,967H 234日	—
	建設業	—	2,083H 254日	—

出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

## (2) 休日

休日の状況を図-8で見ると、建設業が採用している主な週休制<sup>1)</sup>の形態の割合は「週休1日制または1日半制」が15.1%であり「何らかの週休2日制」<sup>2)</sup>が82.8%である。製造業と比較すると、建設業の「週休1日制または1日半制」は10.5ポイント高く、「何らかの週休2日制」は3.3ポイント低い状況にあり、製造業より週休制の導入状況はよくない。

さらに建設業の推移を図-9で見ると、「週休1日制または1日半制」は平成21年から8.3ポイント増加し、「何らかの週休2日制」では6.2ポイント減少しており、改善されているとは言えない。

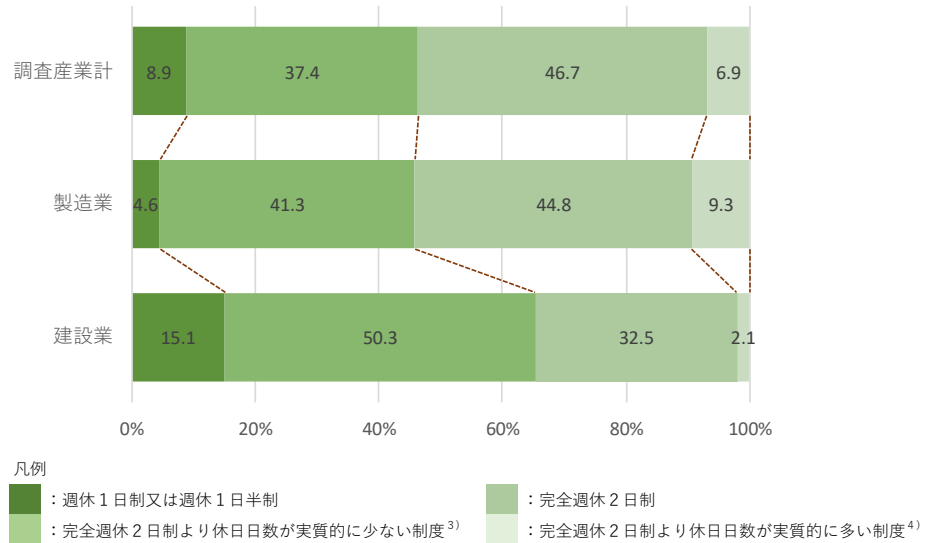


図-8 主な週休制<sup>1)</sup>の形態別企業割合 (全国)

出所：厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」

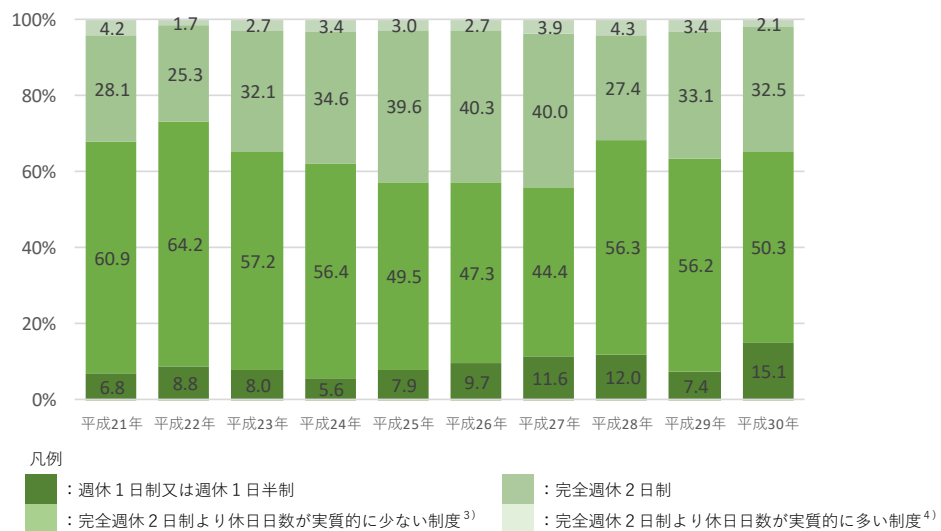


図-9 建設業の主な週休制<sup>1)</sup>の形態別企業割合の推移 (全国)

出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

- 1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。
- 2) 「何らかの週休2日制」とは、「完全週休2日制」と「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」の合計。
- 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。
- 4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

### (3) 賃金

表-4 を見ると、建設業男性労働者の賃金は2012年の483万円に対して2017年は554万円と14.7%上昇しているが、(1)(2)の実労働時間や出勤日数、休日の状況を踏まえると、十分なものとはなっていないと考えられる。また、建設業の生産労働者における年間賃金総支給額は、2012年から2017年にかけて13.6%と大きく上昇しているものの、製造業の生産労働者と比べると額としてはまだ少ない状況である。

表-4 年間賃金総支給額（常用労働者10人以上事業所）（全国）

	2012年	2017年	上昇率
全産業男性労働者	530万円	552万円	4.2%
製造業男性労働者	539万円	553万円	2.5%
うち生産労働者	448万円	470万円	5.0%
建設業男性労働者	483万円	554万円	14.7%
うち生産労働者	392万円	445万円	13.6%

出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

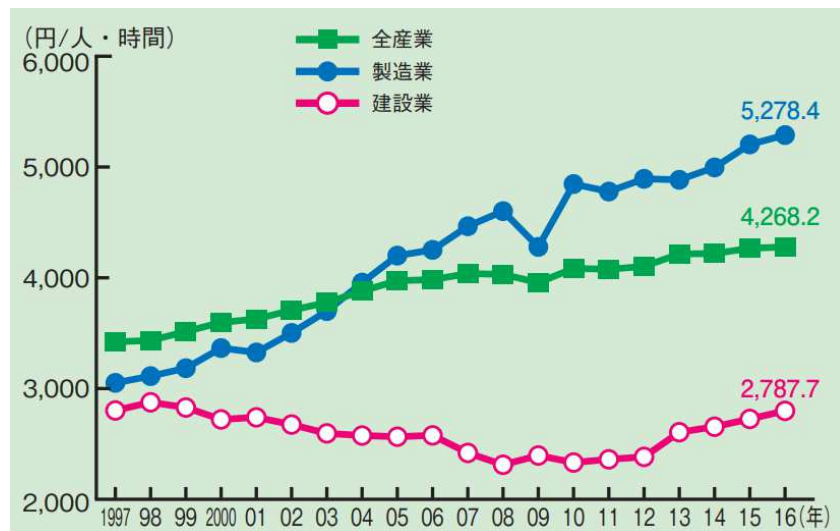
#### 4. 建設産業の労働生産性

##### (1) 労働生産性の状況

一般社団法人日本建設業連合会による「建設業ハンドブック 2018」によると労働生産性について次のように述べられている。

90年代後半から製造業等の生産性がほぼ一貫して上昇したのとは対照的に、建設業の生産性は大幅に低下した。これは主として、建設生産の特殊性（単品受注生産等）と工事単価の下落等によるものと考えられる。近年は2008年を底に僅かずつではあるが上昇している。<sup>1)</sup>

建設業の労働生産性の推移



(注) 労働生産性＝実質粗付加価値額（2011年価格）／（就業者数×年間総労働時間数）  
資料出所：内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

また、労働生産性に関する財務統計指標として1人あたりの付加価値を表-5で見ると、本県建設業は9.65百万円と東日本（北海道を除く23都県）の中で下位から5番目であり、設備投資によって多くの付加価値が生み出せているとはいえない状況である。

表-5 建設業における、1人あたりの付加価値

全 国	山梨県	順位
10.84 (百万円)	9.65 (百万円)	23 都県中 18 位

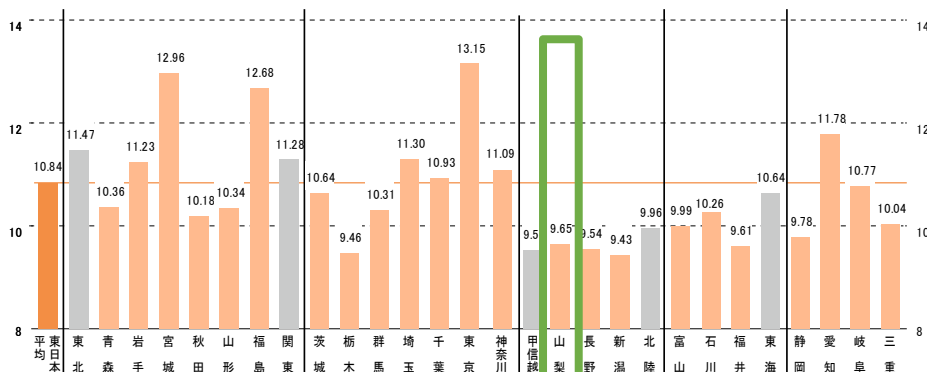


図-10 建設業における、1人あたりの付加価値

(注) 東日本：北海道を除く23都県  
出所：H29年度決算分析（東日本建設業保証（株））

1) 「建設業ハンドブック 2018」、一般社団法人日本建設業連合会、2018年7月発行、23頁

## (2) 建設業就業者数の推移

建設業就業者数の全国推移を図-11で見ると、人口減少に伴い、平成9年のピークを境に平成22年まで減少傾向が続き、それ以降はほぼ横ばいで推移している。平成9年（685万人）から平成30年（503万人）を比較すると、182万人減少し、減少率は26.6%となっている。

また、本県の建設業の就業者の推移を図-12で見ると、平成12年（49,530人）から平成27年（32,301人）を比較すると、17,229人減少し、減少率は35.0%であり、全国と同様に減少傾向である。さらに、県内就業者数に対する建設業就業者数の割合を見ると、平成12年と平成27年では3ポイント減少している。

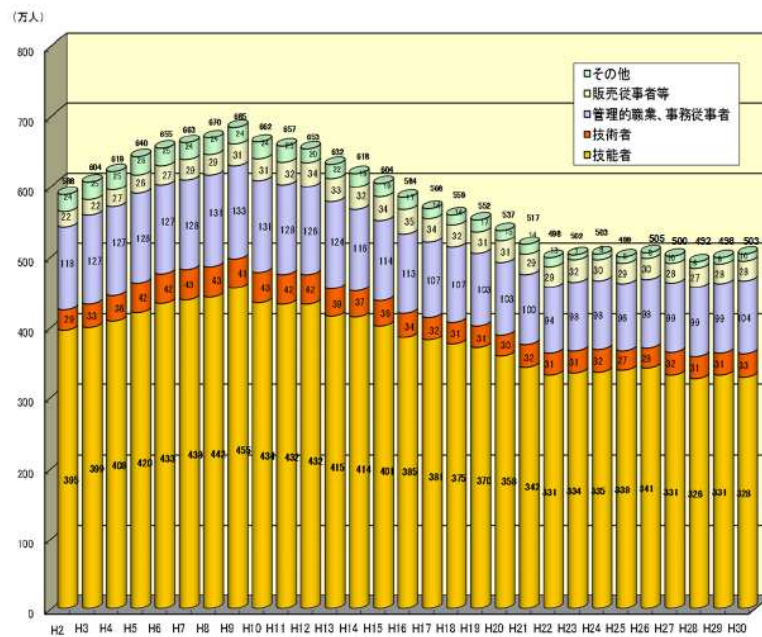


図-11 建設業就業者数の推移 (全国)

出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(注)平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値

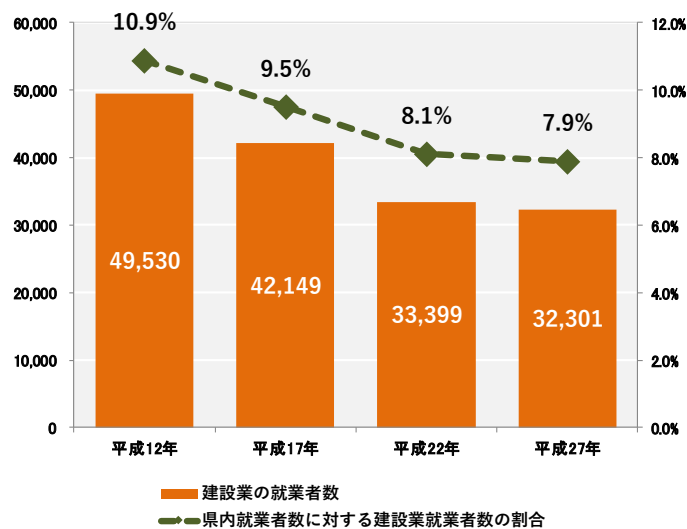


図-12 建設業就業者数の推移 (山梨県)

出所：国勢調査

### (3) ICT 活用状況

関東甲信地域の ICT を活用した工事件数を図-13 で見ると、総数は増加傾向にあり、また本県も同様に増加傾向にある。ICT 土工工事の試行実績数は他県と比べて少ない状況にあるが、これは、平地が少なく山岳地が多いという県土の特徴などが影響していると考えられる。

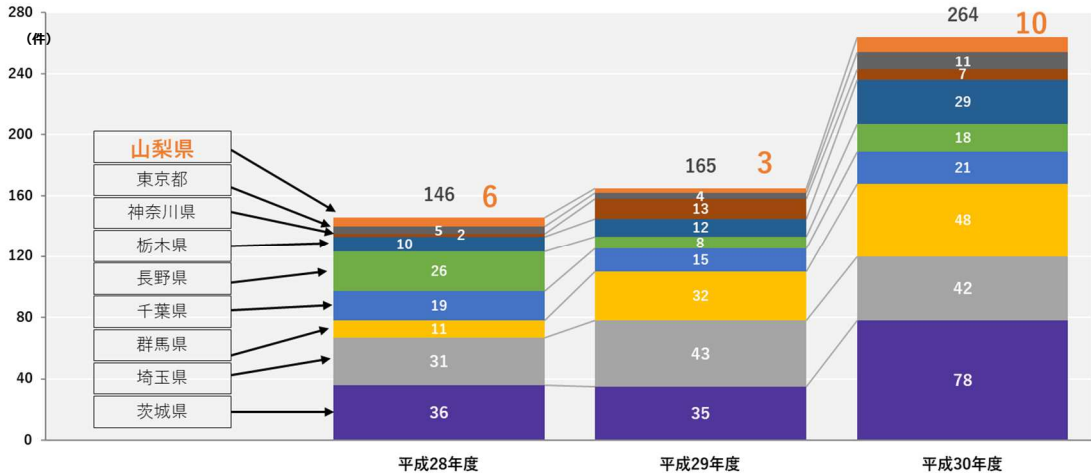


図-13 関東甲信地域の ICT 土工工事試行実績数

出所：関東 i-Construction 推進協議会資料

### (4) 施工時期

建設総合統計出来高ベース（全国）を図-14 で見ると、民間工事と公共工事ともに施工時期の偏りが著しいことがわかる。特に公共工事は、予算成立後に入札契約を行うことが一般的であることから第1四半期（4月～6月）に工事量が少なく、下半期（10月～3月）は工事量が多くなっている。

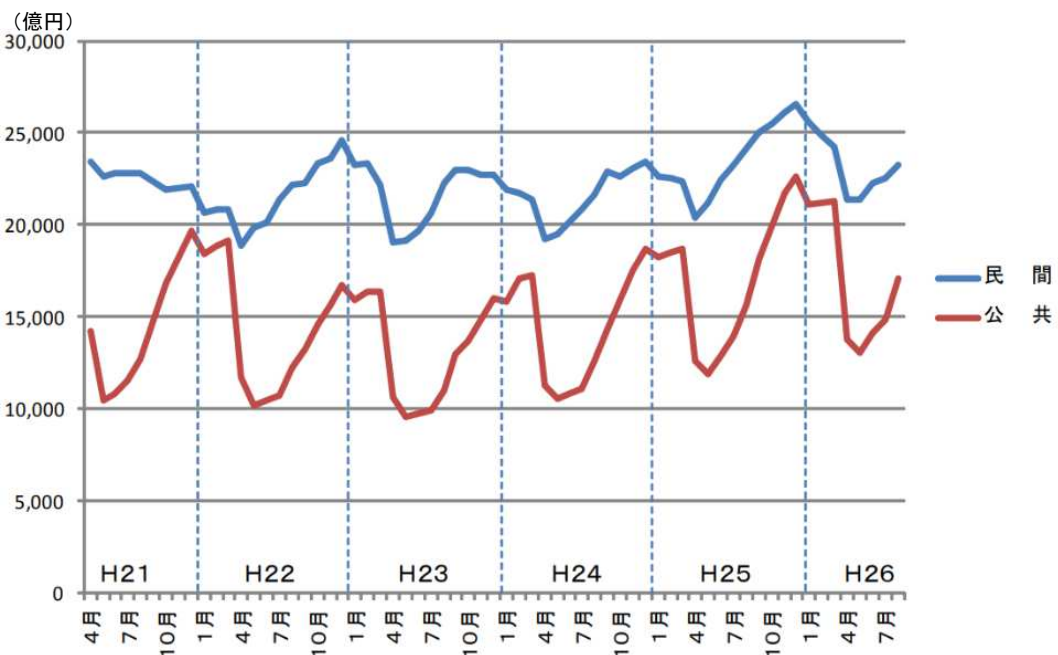


図-14 建設総合統計出来高ベース（全国）

出所：国土交通省「施工時期等の平準化関係資料」

## 5. 建設投資の現状、建設業者の経営状況

### (1) 建設業許可業者数の推移

本県の建設業許可業者数を図-15 で見ると、平成 16 年の 4,280 業者をピークに減少傾向をたどり、平成 30 年には 3,509 業者となっている。また、建設投資額のピーク時である平成 4 年と比べると、平成 4 年の 3,850 業者に対して平成 30 年には 3,509 業者と 8.9%の減少率となっており全国と同じような傾向である（表-6）。

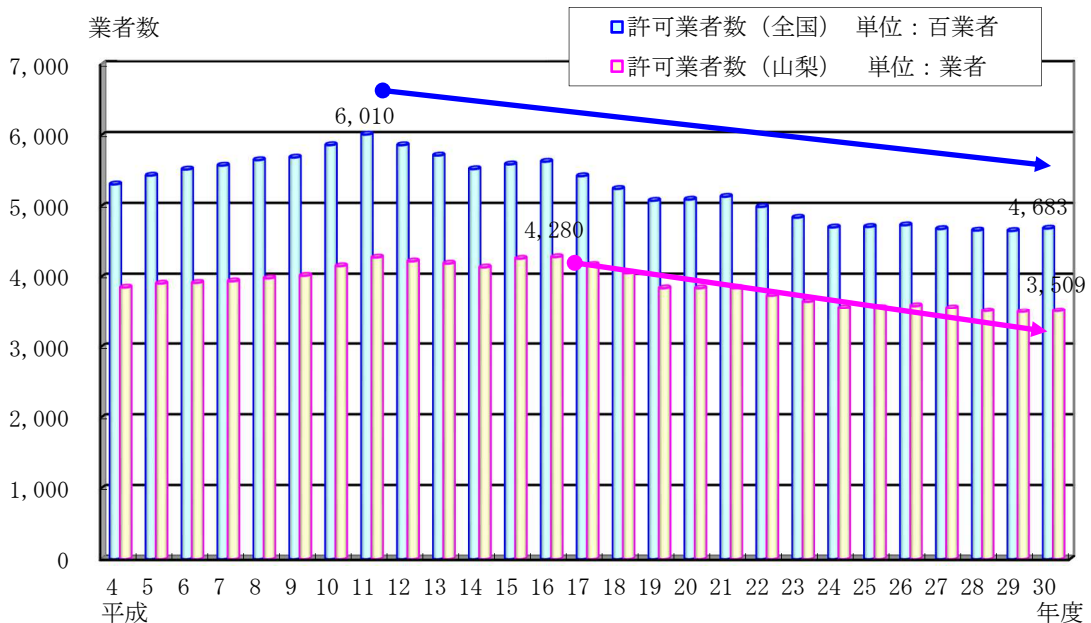


図-15 建設許可業者数の推移 (全国・山梨県)

出所：国土交通省「建設業許可業者数調査」

表-6 建設投資額のピーク時からの建設業者数の減少率

	建設投資額のピーク時	平成 31 年 3 月末	減少率
全 国	522,450 業者 (H3)	468,311 業者	10.4%
山梨県	3,850 業者 (H4)	3,509 業者	8.9%



## (2) 建設投資額の推移

図-16を見ると、本県の建設投資額は平成4年度の8,360億円をピークに平成22年度まで減少傾向をたどり、その後、下げ止まりの兆しを見せているものの、平成29年度には4,386億円とピーク時の47.5%の減少率(表-7)となっている。また、公共投資額は、平成12年度の3,604億円に対して平成29年は2,268億円と約6割の水準まで減少している。一方、建設投資額に占める公共投資の割合は全国よりも高い。また、建設投資額の減少率(表-7)は、許可業者数の減少率(表-6)に比べて高い。

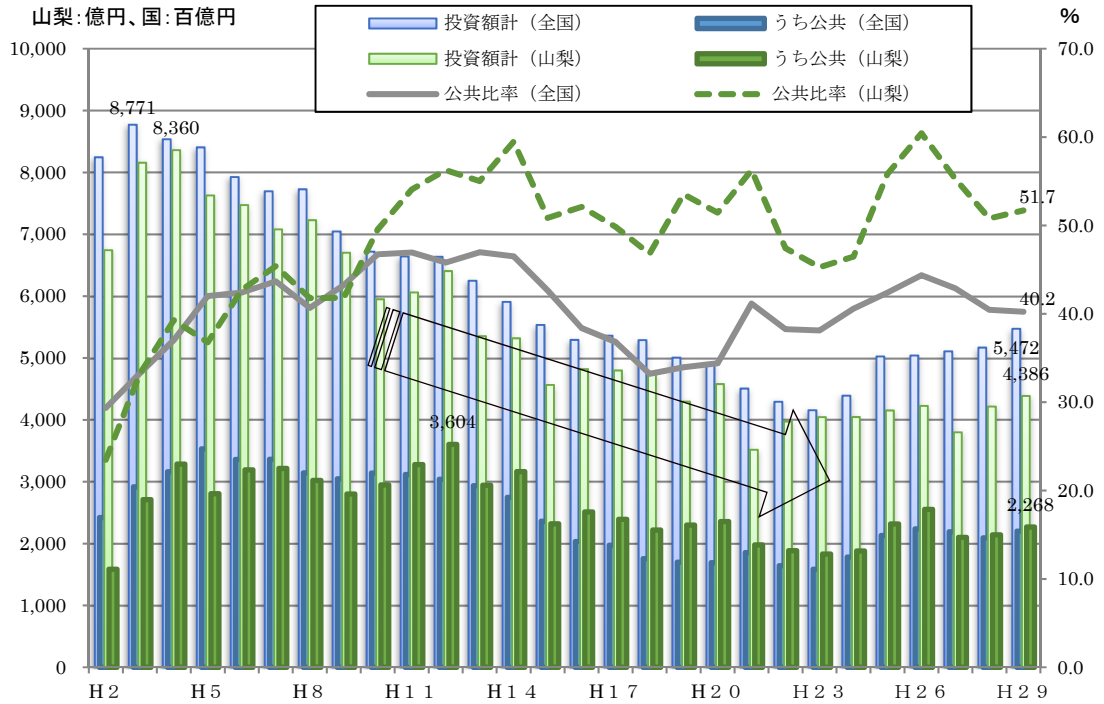


図-16 建設投資額の推移(全国・山梨県)

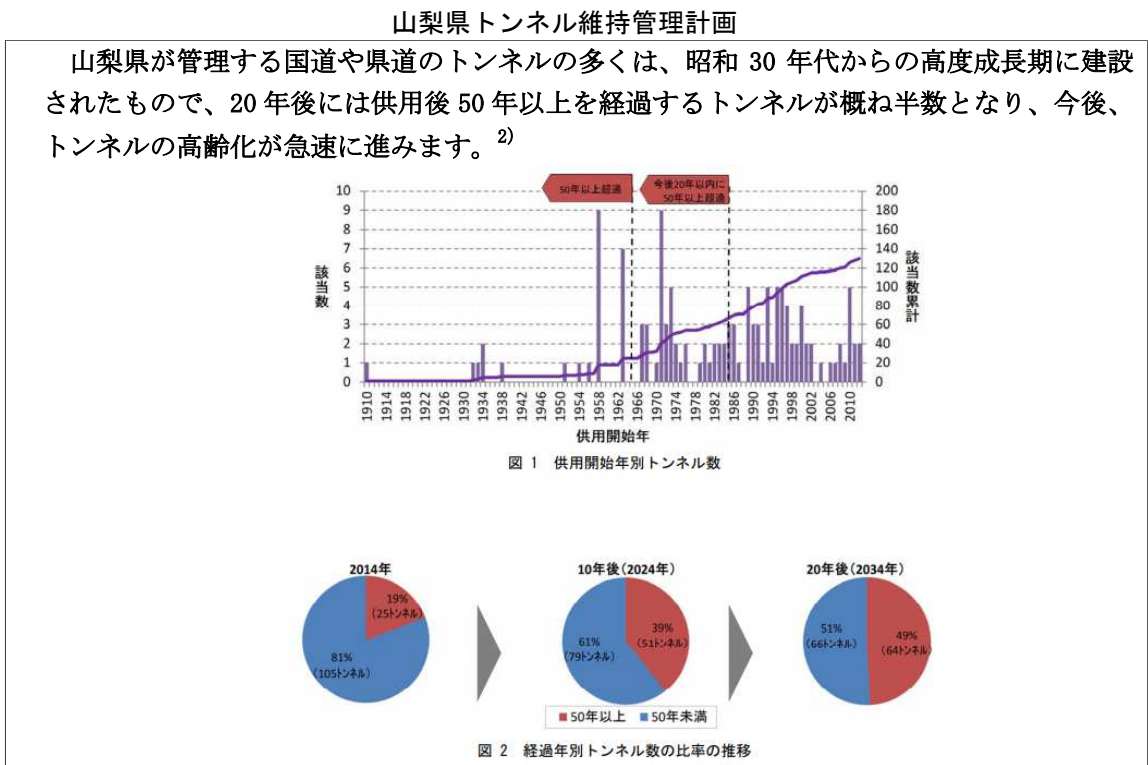
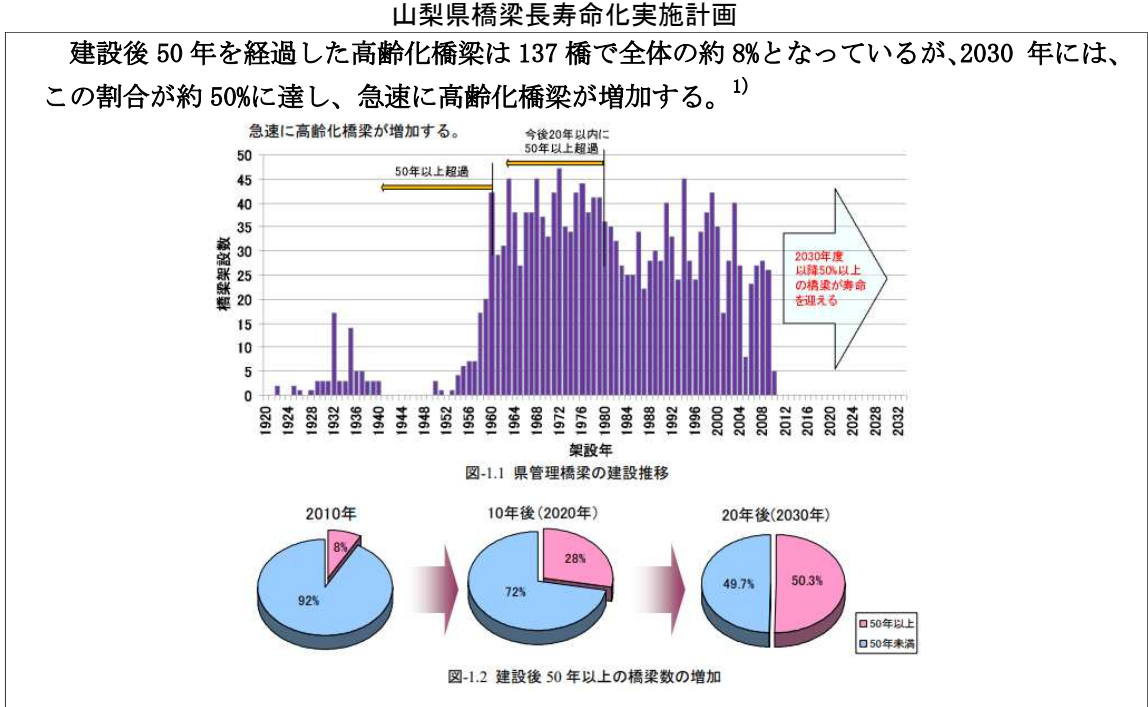
出所：国土交通省「建設総合統計」

表-7 建設投資額の減少率

	ピーク時(年度)	平成29年度	減少率
全国	約88兆円(H3)	約55兆円	37.5%
	うち公共投資 33.3%	うち公共投資 40.2%	
山梨県	約8,360億円(H4)	約4,386億円	47.5%
	うち公共投資 39.3%	うち公共投資 51.7%	

### (3) 社会資本の老朽化

本県の社会資本のうち、橋梁とトンネルの老朽化について、下図「山梨県橋梁長寿命化実施計画」及び「山梨県トンネル維持管理計画」では、次のように述べられており、今後老朽化の急速な進行が予測されている。



1) 「山梨県橋梁長寿命化実施計画」、山梨県県土整備部、平成 22 年 3 月発行、1 頁

2) 「山梨県トンネル維持管理計画（概要版）」、山梨県県土整備部、平成 26 年 11 月発行、2 頁

#### (4) 建設業者が懸念する経営課題

やまなしの建設業に関するアンケート調査によると、本県の建設業者が経営課題として懸念していることは「受注量の確保・拡大」が最も多く、次いで「技術者の確保・育成」があげられている（図-17）。

また今後の経営状況の見通しについては、57%が「何とか乗り切れる」と回答している一方で、20%が「存続が心配」と回答している。その理由として、「受注の先を見通せない」、「受注の減少」、「人手不足」などがあげられた（図-18）。

受注量の減少や不透明感、人手不足が大きな課題として認識されている。

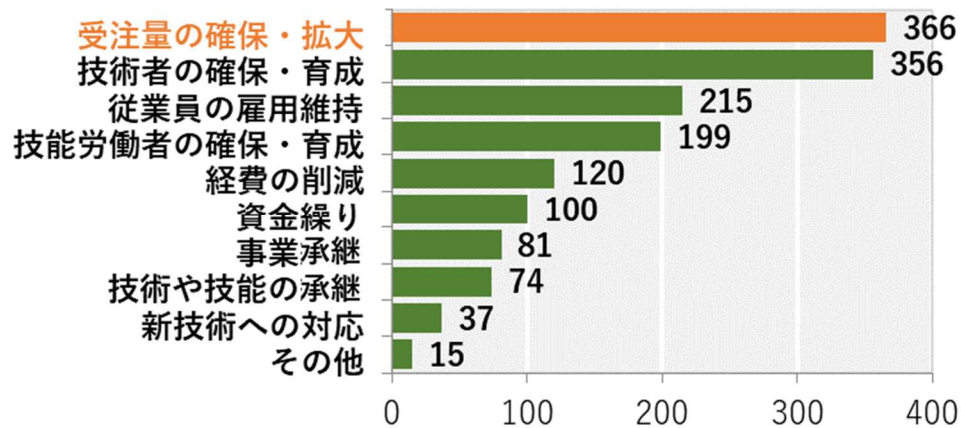


図-17 経営課題として懸念していること

出所：山梨会議「やまなしの建設業に関するアンケート調査」「Q5」

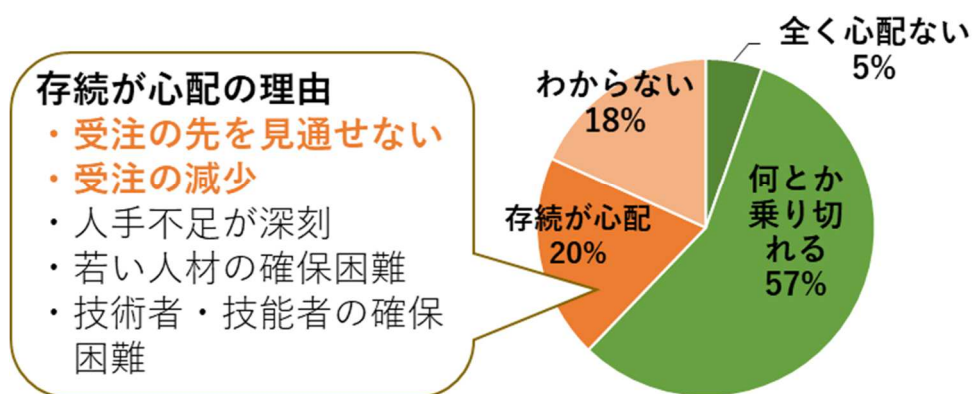


図-18 今後の経営状況の見通し

出所：山梨会議「やまなしの建設業に関するアンケート調査」「Q9」

### (5) 建設業者が重視する経営戦略

本県の建設業者が「経営戦略として重視していること」を図-19で見ると、8割以上の事業者が「経営効率化等による本業強化」を挙げている。また、「経営効率化等による本業強化の内容」を図-20で見ると、約8割の事業者が「技術者確保・人材育成等の技術力向上」を挙げている。

一方で、「建設業への入職や定着を促進するための支援・施策」について図-20を見ると、約7割の事業者が「建設業の役割や魅力発信」を要望しており、約6割の事業者が「建設労働者の技術・資格取得」などスキルアップを要望している。

また、「経営力強化や建設現場の生産性を向上するための支援・施策」について図-21を見ると、約8割の事業者が「技術者・技能労働者の育成支援」を望んでいる。

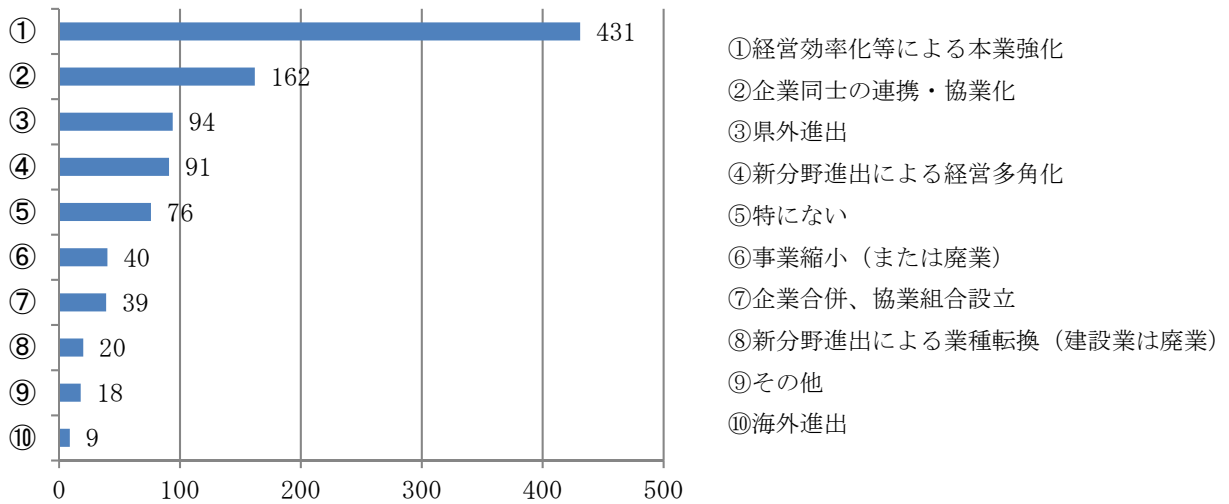


図-19 経営戦略として重視していること

出所：山梨会議「やまなしの建設業に関するアンケート調査」「Q7」  
（複数回答3つまで）（回答数540）

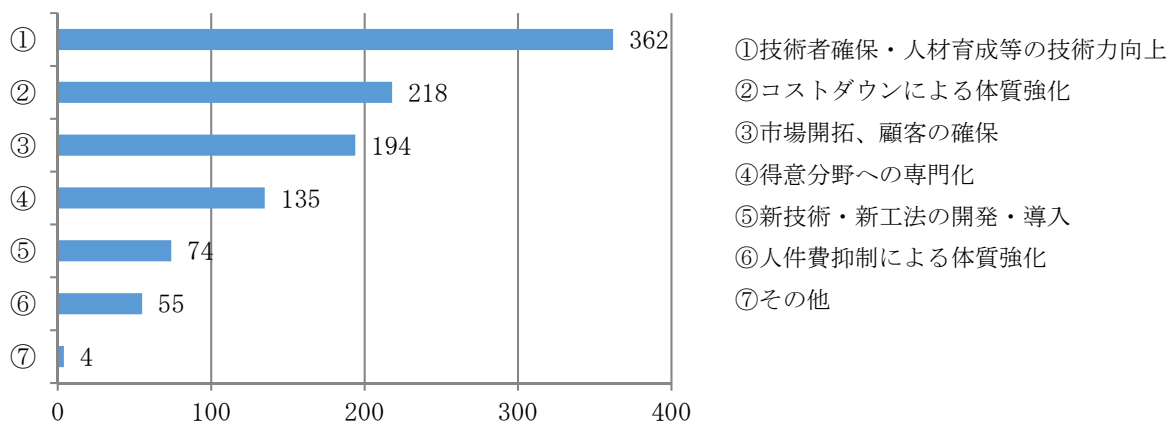
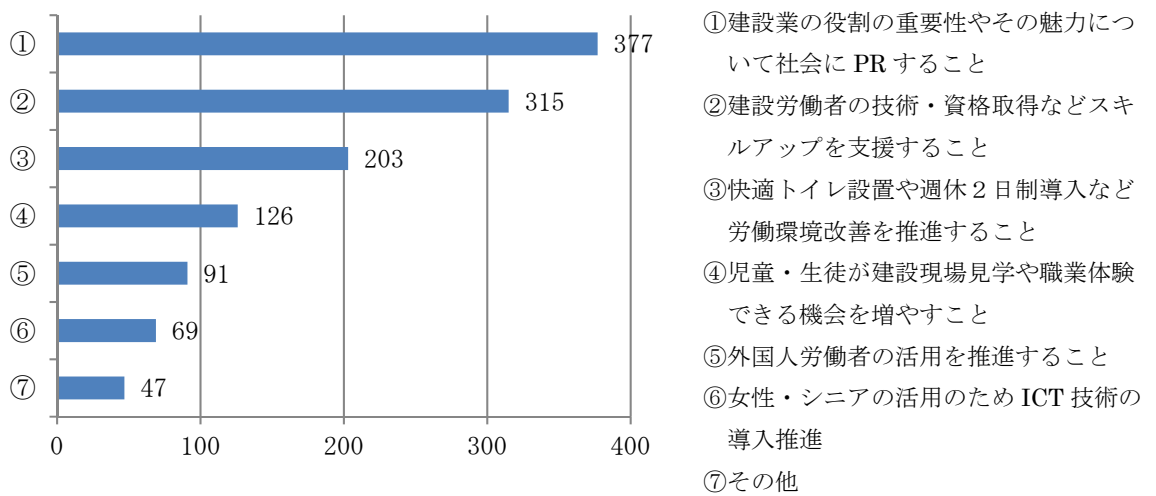


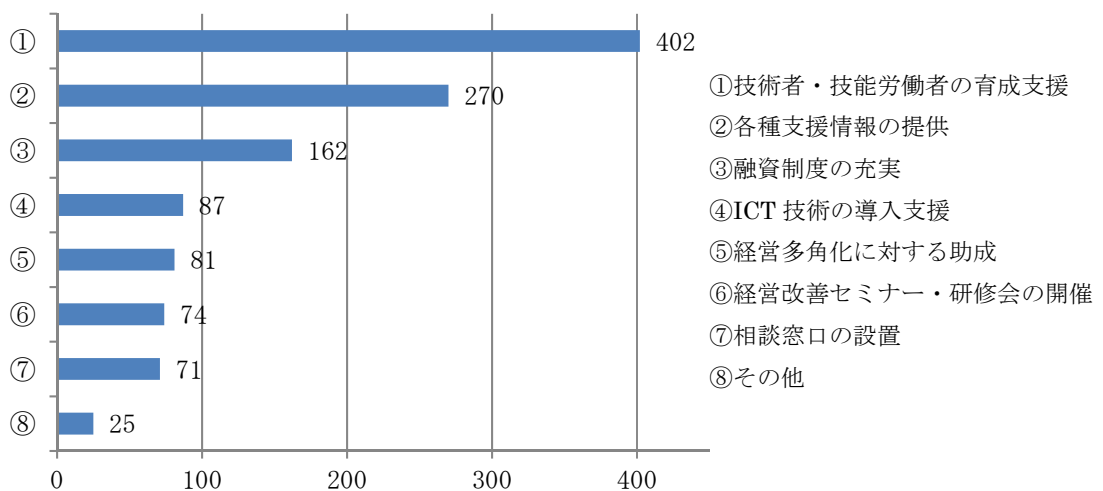
図-20 経営効率化等による本業強化の内容

出所：山梨会議「やまなしの建設業に関するアンケート調査」「Q8」  
（複数回答3つまで）（回答数431）



図－２１ 建設業への入職及び定着を促進するため、県にどのような支援や施策を望むか

出所：山梨会議「やまなしの建設業に関するアンケート調査」「Q16」  
(複数回答3つまで)(回答数524)



図－２２ 経営力強化や建設現場の生産性向上のため、県にどのような支援や施策を望むか

出所：山梨会議「やまなしの建設業に関するアンケート調査」「Q17」  
(複数回答3つまで)(回答数518)

### 第3章 県内建設産業の課題

生産年齢人口の減少が進む中、建設産業においても担い手不足が顕在化している。本県の建設業就業者数の年齢構成を見ると、29歳以下の若年者の減少傾向が顕著である。技術・技能の継承に支障が生じ建設産業が衰退すると、将来にわたる社会インフラの整備・維持管理だけでなく、災害対応等を通じた地域の安全・安心の確保にも悪影響を及ぼすことが懸念される。「**技術者・技能者不足の解消**」は早期に対応すべき重要な課題である。

一方、建設産業については、休みが少ないことや不規則・長時間労働が多いこと、気候や天候に左右される屋外での現場仕事が多いこと、安全でないイメージが強いことなどが入職を敬遠する理由となっていることから、これらの「**就労環境の改善**」にも一層取り組む必要がある。

また、建設産業の役割や魅力について若年者に情報発信し入職につなげていくことや、技術者・技能者の確保・育成には一定の時間を要することから、担い手の確保と並行して効率化・省力化による「**生産性向上**」に取り組み、工期の短縮や工事品質の向上等により担い手不足を補う必要がある。

近年、公共投資は下げ止まりの兆しを見せているものの先行きは不透明であり、また県内建設産業は小規模事業者が多数を占め収益性も他都県に比べると低いことから、新たな技術の活用や経営基盤の強化など「**経営力維持への危機感**」を払拭することにより経営の質を高め、地域に必要とされる建設産業であり続けることが求められている。

以下に、取り上げるべき課題を示す。

#### 1. 技術者・技能者不足

##### (1) 若年入職者の確保

県内建設産業は、就業者の高齢化が全国に比べて早く進行しており、29歳以下の若年者の減少傾向が顕著である。また、生産年齢人口の減少が進む中、建設産業についてはいわゆる3K（きつい・汚い・危険）のイメージも根強いいため、建設現場の就労環境の改善が進んでいることを伝え、若い担い手を確保する必要がある。

県内建設産業の新卒の採用状況を見ると、技術者・技能者とも高校生が多く採用されており、その多くは建設課程を有する7校の生徒であるが、担い手不足が続いているため、今後は他の高校生や大学生、さらには進路指導を行う教員や保護者に対して働きかけるなど取り組みを広げていく必要がある。

##### (2) 女性が働きやすい職場であることの認知度向上

建設産業が将来にわたって継続的に発展していくためには、女性の入職や定着の促進が不可欠であるが、県内建設産業においては女性従事者が非常に少ない。

国では、平成26年8月に「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定し、広報誌等による広報やモデル工事の推進に取り組んでいる。県内では、平成29年3月に一般社団法人山梨県建設業協会の青年部会が「けんせつ小町甲斐」を立ち上げ、女性技術者らがスキルアップのための勉強会や女性が働きやすい環境づくり、女性の仕事ぶりなどのPR・情報発信を行っている。しかし一方で、女性が活躍している職場・建設現場があることがまだあまり知られていないため、多くの女性に関心を持ってもらうことが必要である。

### (3) 改正入管法による外国人材の雇用拡大への対応

厚生労働省山梨労働局の統計によれば、県内建設産業においては技能労働者を中心に外国人労働者の採用がやや増加傾向にある状況である。入管法改正により平成31年4月に新たな在留資格が創設され、技能を持った外国人を確保する動きが進むことが予想されることから、外国人材を受入れる体制を整える必要がある。

### (4) 技術者・技能者の育成

建設業者向けアンケートの結果によれば、多くの事業者が技術者・技能者が不足していると回答している。県内建設産業は規模の小さい事業者が多く、実務経験や資格を取得するまでに時間や経費がかかることから、人材育成に十分取組んでおらず中途採用者が多くなっている。

技術者についてはより高度な資格取得への支援や教育訓練機会の確保、技能者については平成31年4月に稼働した建設キャリアアップシステムの利用促進など、安心してキャリアを積んでいくための環境が必要である。また建設産業においては、入職後3年以内の離職率が他産業と比較すると高い状況であるため、離職防止の観点からも、建設業従事者本人やその家族が建設産業の仕事に誇りを持ち続けられるよう、技術者等の社会的地位の向上に取組む必要がある。

## 2. 建設産業への理解不足

### (1) 建設産業の社会的役割や魅力についての情報発信

今後産業間の人材確保競争は厳しさを増していくことが予想されることから、建設産業にしかない価値や魅力について情報発信を強化する必要があり、ICTやインフラメンテナンスなど時代の変化に敏感に対応し、それぞれの情報の受け手に合った広報を展開する必要がある。

また、高校生だけでなく小中学生を対象とした職業教育の充実など下の年齢層に裾野を広げ、ものづくりの楽しさややりがいを実感できるような現場見学会や施工体験などの機会を増やすことが必要である。さらにその保護者や教員に対しても、建設産業が担っている社会的役割の重要性や魅力について理解を深めてもらうために働きかけが必要である。

## 3. 就労環境や処遇が悪い

### (1) 不規則・長時間労働の改善

働き方改革関連法による労働基準法の改正により、令和6年4月から建設産業にも時間外労働の罰則付き上限規制が適用されるが、現状では、建設業従事者の実労働時間は他産業より長く、年間出勤日数も多くなっている。休みが少ない、不規則、残業が冬場に多いという状況では、建設産業への定着も難しいため、さらに不規則・長時間労働の改善に取組むことにより、働きやすい環境を実現し雇用の安定を図る必要がある。

### (2) 建設業従事者の処遇改善

不規則・長時間労働の改善に取組むとともに、適切な工期設定・見積りを行い、受注機会の確保に努めるとともに、建設キャリアアップシステムの利用を促進するなど、就労環境に見合った処遇となるよう取組む必要がある。

## 4. 建設現場の生産性が低い

建設産業の生産性は他産業と比較すると低く、本県では、他都県に比べ労働生産性が

低い状況にある。

一品受注生産、現地屋外生産、労働集約型生産といった建設生産システムの特性を、ICTなどの導入により改善し、生産性向上を実現するための取組みが必要である。

## 5. 経営維持への危機感

建設業者向けアンケートの結果によれば、県内建設業者は、今後の受注見通しが難しいなど経営の見通しが立たないことに不安を抱え、危機感を持っている。また、経営戦略として技術者確保・人材育成等の技術力向上やコストダウンによる体質強化のほか、市場開拓・得意分野への専門化などによる本業強化や企業同士の連携・協業化を重視している事業者が多い。

建設業者が経営の見通しを立てられるよう、発注者は事業見通しを適切に提示し、計画的に推進していく必要がある。また、県内の建設投資が大幅に増えることは見込まれないことから、経営規模を大きくしたり新たな市場を開拓するなど、経営の安定や基盤強化に向けた取組みが必要である。

## 6. インフラ維持や災害時のリスク増大への対応

県内では建設業者数は減少しており、特に山間地においてはインフラの維持や災害応急対応可能な業者の空白地域が生じている。また、建設市場は、新設工事よりもインフラの維持・補修工事がより重視される時代を迎えている。メンテナンス分野への参入のための人材の確保や設備投資が必要になるが、中小建設業者単位では人材確保・育成や建機への投資が消極的となり取組みが進んでいかないことが懸念される。このため、地域に精通した建設業者によるインフラ維持管理や災害発生時の迅速な対応等を着実に実施できる体制を将来にわたり確保する必要がある。



## 第4章 持続可能な建設産業にするために

### 1. 目指すべき将来像

建設業者及び業界団体は、建設産業が地域の基幹産業として若者に支持され将来の担い手を確保できるよう、新たな技術の活用や経営基盤の強化等により経営の質を高めるとともに、働き方改革を推進して魅力ある産業づくりに取り組むべきである。

また行政は、若年者の入職促進や人材育成など事業者単位で取り組むことが難しい課題に対して、業界団体と連携し、国の助成金等を有効に活用しながら解決に向けて積極的に支援を行うべきである。さらには、公共工事の発注者として、入札契約を適切に行うことにより受注機会及び適正利潤を確保し、就労環境の改善や建設現場の生産性向上に取り組むべきである。

建設産業が今後も「地域の守り手」として必要とされる存在であり続けられるよう、県内建設産業の将来像を以下のとおり設定した。

#### 【 将来像 】

3K から新 3K へ！

技術と経営に優れ、将来にわたり地域を支え、守る建設産業

※3 K：きつい・汚い・危険  
新3K：給料・休日・希望

## 2. 取組みの方向性

目指すべき将来像に向けた、取組みの方向性を示す。

建設産業の課題		持続可能な建設産業にするための取組みの方向性	
担い手の確保 育成	技術者・技能者不足	担い手確保・育成 の取組み	若年者や女性等の入職・定着促進
	建設産業への理解不足		技術者・技能者の確保・育成
就労環境の改善	就労環境や処遇が悪い	働き方改革 の推進	建設産業の社会的役割や魅力についての情報発信
			長時間労働の是正や処遇改善
i-Construction の推進	建設現場の生産性が低い	建設現場の 生産性向上	i-Construction の理解度の向上と活用推進
			ICT の全面的な活用 規格の標準化 施工時期の平準化
経営力 営業力の強化	経営維持への危機感	経営の安定 ・基盤強化	事業見通しの提示
	インフラ維持や災害時のリスク増大		経営力の強化
		地域の守り 手の維持	建設産業が地域で活躍できる環境づくり
産学官連携による協働体制の構築			情報共有・方針検討の場の創出

### 3. 担い手の確保育成

#### 持続可能な建設産業にするための取組みの方向性

担い手 確保・育成の 取組み	若年者や女性等の 入職・定着促進	①若年入職希望者の確保の推進 ②女性が活躍できる環境の整備の推進 ③外国人材の受け入れのための環境整備の推進
	技術者・技能者の 確保・育成	①技術資格取得や技能習得の支援 ②建設業従事者の社会的地位向上の取組み促進 ③建設キャリアアップシステムの利用促進
	建設産業の社会的役割や 魅力についての情報発信	①児童・生徒、保護者・教員に対する建設産業への理解促進 ②情報化社会に対応した建設事業の広報の推進

#### (1) 担い手確保・育成の取組み

##### 取組みの方向性 1 若年者や女性等の入職・定着促進

##### ① 若年入職希望者の確保の推進

これまで県では、建設課程 7 校の生徒を主な対象者として、2 級土木施工管理技術検定及び 2 級建築施工管理技術検定試験の準備講座の開催や建設業インターンシップ事業を建設業団体と連携して実施してきた。これらの取組みは若年入職者の確保や定着にも寄与していると考えられ、団体からの要望も依然として高いことから継続して実施するとともに、他の工業高校や普通科の高校生に対しても、建設現場の就労環境の改善が進んでいることや、建設産業で働くことのやりがいや面白さなど魅力を伝えるべきである。

また、高校生が進路を決める際には、進路指導等を行う教員や保護者の影響も大きいと考えられることから、教員や保護者に対しても、建設産業への理解を深めてもらえるよう働きかけを行うべきである。

##### 【県内における取組み事例】

##### 建設業企業合同説明会の開催

厚生労働省山梨労働局では、一般社団法人山梨県建設業協会と共催し、建設産業の仕組みや建設産業で働く魅力などを知ることができる学生向けセミナーや、建設産業に特化した個別企業説明会を開催している。

## ② 女性が活躍できる環境の整備の推進

女性が働きやすい現場や業界にしていくことは、現場の環境や仕事の進め方に変化をもたらし、男女を問わず誰もが働きやすい現場や業界につながる。例えば長時間労働など、男性だけでは解決できなかった様々な問題についても工夫が生まれ、効率的で快適な職場環境の整備につながる。

今後、国等の動向や県内建設産業の状況などを踏まえながら、建設産業において女性が入職後も安心して働き続けることができる環境の整備に向けて支援や施策を検討・強化すべきである。県内では、建設産業において女性が活躍している職場・建設現場があることがまだあまり知られていないため、けんせつ小町甲斐の活動などへの支援やメディア等を用いて女性活躍現場を紹介するなど認知度向上を図るべきである。

### 【県内における取組み事例】

#### けんせつ小町甲斐

建設現場で働く女性の活躍を後押ししようと、一般社団法人山梨県建設業協会青年部会が設立した組織。県内の建設関連企業で活躍する女性技術者たちが、スキルアップのための勉強会や女性が働きやすい環境づくり、女性の仕事ぶりのPRなどに取組んでいる。

## ③ 外国人材の受け入れのための環境整備の推進

現在はまだ採用が少ないが、深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を活かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることが考えられる。外国人材の雇用拡大に向けて、今後も国の動向を注視するとともに建設業団体と連携して地域の活用ニーズを把握し、受け入れのための環境整備について検討していくべきである。

### 【県内における取組み事例】

#### 山梨外国人受入・共生ネットワーク会議

外国人材の受入促進と共生推進に向け、官民の関係団体の連携体制を構築するとともに、情報収集や意見交換等を行うことを目的として設置され、検討を始めている。

#### 外国人留学生就活支援ナビ（HP）

外国人留学生向け山梨県内の企業情報や就職に役立つ情報掲載サイト。9言語に対応している。

## 取組みの方向性2 技術者・技能者の確保・育成

### ① 技術資格取得や技能習得の支援

実務経験や資格を取得するまでに多くの時間や経費がかかるが、県内建設産業は小規模な事業者が多く、人材育成に十分取組めておらず中途採用者が多くなっている。事業者単位で人材育成に取り組むことが難しくなっていることから、産業・

教育・行政が連携して技術者・技能者の確保・育成に取り組むべきである。

これまで県では、技術者等の入職・定着を目的として、業界団体と連携して土木・建築施工管理技士等の資格取得や現場で必要となる技能習得のための講習受講の支援を行ってきた。また一般社団法人山梨県建設業協会など団体においても、新規入職者への研修や新入社員フォローアップ研修などを実施しており、今後もこのような取組みを継続して実施すべきである。

#### 【県内における取組み事例】

##### 新規入職者の研修の実施

新たに建設産業人となったフレッシュマンを対象に、動機付けや資質の向上並びに行動力のパワーアップを図り、建設産業の将来を展望した担い手としてふさわしい社会人・企業人づくりを目指し育てていく。

##### 新入社員フォローアップ研修の実施

入職後1年から2年経過し、仕事に慣れ始めたと思われる社員を対象に、今後必要な能力として「自覚・気付き・やる気」等目に見えない部分と、「自分の仕事を自分の言葉で表現できること」や「自分の仕事を理解し、行動すること」等目に見える研修をすることにより、将来の建設産業を担う人材を育成する。

## ② 建設業従事者の社会的地位向上の取組み促進

建設業従事者本人やその家族が建設産業の仕事に誇りを持ち続けられるよう、技術者等の社会的地位の向上に取り組む必要がある。今後も技術者や事業者の表彰制度を継続すべきであり、工事関係者の名前を記した銘板を現場に設置するといった新しい取組みや技術者等育成のキャリアパス・人材育成制度の確立について事業者が学ぶ機会をつくることなども検討していくべきである。

## ③ 建設キャリアアップシステムの利用促進

建設キャリアアップシステムは、技能者ひとり一人の就労実績や資格を登録し、技能者の公正な評価、工事の品質の向上、現場の効率化などにつなげられるシステムとして平成31年4月に本運用が開始されている。運用開始後5年を目途にすべての技能者の登録を目指すこととされており、令和元年10月末時点で全国の登録技能者が134,455人、登録事業者は25,340事業者となっている。

建設産業において現場を担う技能者、とりわけ若年層の入職を進めるためには、他産業と比べて生涯を通じて魅力的な職業、産業であることを目に見える形で示していくことが大切であり、本システムは業界横断的な仕組みとして技能者の処遇改善につながることを期待されることから、国等の関係機関や建設業団体と連携して利用促進に努めるべきである。

### 取組みの方向性3 建設産業の社会的役割や魅力についての情報発信

#### ① 児童・生徒、保護者・教員に対する建設産業への理解促進

進路を考える、あるいは決める前の児童・生徒やその保護者に対して、建設産業の地域貢献ややりがい、ものづくりの面白さを実感できるような職業教育の機会を増やす必要がある。技術者等による出前講座や現場見学会・施工体験などの学習会などの機会を作り、よりリアルに建設産業の仕事に関心を持ってもらえるよう、関

係機関と連携しながら創意工夫して啓発に努めるべきである。

## ② 情報化社会に対応した建設事業の広報の推進

産業間の人材確保競争が厳しさを増す中、あらためて建設産業は安全・安心な地域づくりに必要不可欠な存在であること、建設産業にしかない価値や魅力について情報発信を強化する必要がある。

近年、ICT 施工やインフラメンテナンスへの流れがあることから、ICT を活用したスマートで安全な仕事が建設産業にもあることや、メンテナンスや現場の技能者(職人)にスポットを当てた情報発信など、建設産業ならではのやりがいや面白さを若年者に効果的に PR していくべきである。

また、県民に対しても建設産業の役割を周知し、イメージアップを図る必要があることから、多数の県民が集うイベントでの洗練された PR など県民に分かりやすい形での取組みも継続すべきである。

### 【県内における取組み事例】

#### やまなしインフラ魅力発信事業

県内にある多数のインフラに対する戦略的な広報活動を行うことで、インフラの役割や必要性等の理解促進と、観光資源としての活用を目指す取組み。

インフラの価値と魅力「山梨の歴史や文化に根ざしたインフラ」を武田信玄の「風林火山」になぞらえたコンセプトとして山梨インフラ魅力発信をブランド化することをコンセプトとしている。

#### 建設まっりの開催

建設まっりは「建設業で山梨をもっと元気に！明るい建設業を目指して！守ろう尊い人命を、与えよう幸せな家庭を！」をテーマに、建設業への理解促進を目的とし、建設機械の展示や試乗、建設業職業体験コーナー等が用意されている。

主催 一般社団法人山梨県建設業協会 建設業労働災害防止協会山梨県支部

## 4. 就労環境の改善

### 持続可能な建設産業にするための取組みの方向性

#### 働き方改革の推進

長時間労働の是正や処遇改善

- ①週休2日制の推進
- ②適切な工期設定の推進
- ③建設キャリアアップシステムの利用促進（再掲）

#### (1) 働き方改革の推進

##### 取組みの方向性 4 長時間労働の是正や処遇改善

##### ① 週休2日制の推進

建設産業における担い手を確保するためには、若者や女性にとって魅力ある産業となるよう、長時間労働の是正や週休2日の確保など、働き方改革の推進によって他産業に比べても厳しいとされている長時間労働の改善を図ることが必要である。県発注工事においても平成28年度から発注者指定型の週休2日制のモデル工事を実施しており、平成30年度には受注者指定型でも試行的に取り組んでいる。図-23の週休2日制モデル工事のアンケート結果を見ると、週休2日制について賛成意見が79%と反対意見を大きく上回っている。

今後は、「現場一斉休業」など新たな取組みを関係団体と連携して実施するなど、週休2日制工事の拡大に向けた取組みを推進するべきである。

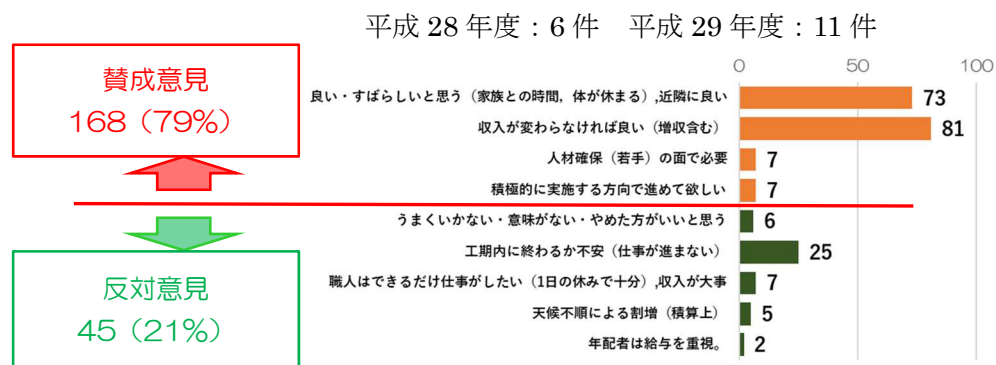


図-23 週休2日制工事についてどのように思うか

出所：山梨県「週休2日制モデル工事（試行）のアンケート調査」

##### ② 適切な工期設定の推進

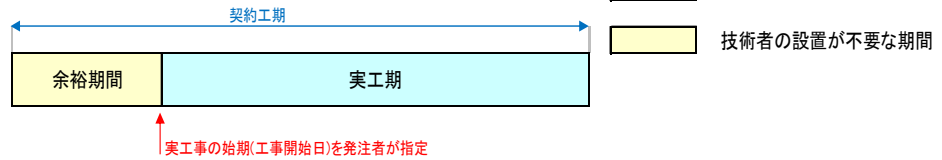
県では、公共工事を施工する建設業者が適正な利潤の確保を可能とするために、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮した適正な工期を設定するとともに、早期発注や余裕期間制度の試行などに取り組んできた。

今後も「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（国土交通省）」の趣旨をふまえて、一層取組みを強化していくべきである。

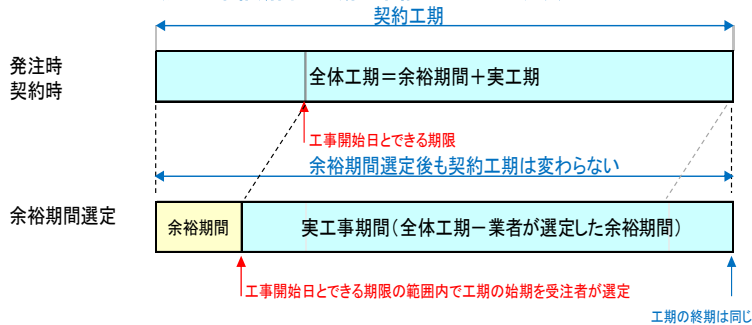
## 余裕期間制度

契約ごとに60日を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工期の始期（工事開始日）を発注者が指定（①「発注者指定方式」）、または受注者が選定（②「フレックス方式」）できる制度。

### ①「発注者指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



### ②「フレックス方式」：当初設定した全体工期を変えずに、工事の始期のみ選択し、残った余裕期間は工期の余裕として与える方法



※余裕期間：技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入は不可）

## ③ 建設キャリアアップシステムの利用促進（再掲）

担い手の確保・育成とともに、働き方改革の推進を図るうえで、建設キャリアアップシステムの利用等を積極的に促進すべきである。



## 5. i-Construction の推進

### 持続可能な建設産業にするための取組みの方向性

建設現場の 生産性向上	i-Construction の理解度の向上と活用推進	①受発注者協働による新技術活用方法の検討 ②ICT 活用に関する技術者や事業者の啓発	
		③ICT の全面的な活用	・ ICT 工事の普及、BIM/ CIM の活用 ・ 情報共有システムの本格運用
		④規格の標準化	・ プレキャスト、プレハブ製品の 活用方法の検討・拡充 ・ 鉄筋の機械式定着工等の採用 ・ 高流動コンクリートの採用
		⑤施工時期の平準化	・ 余裕期間制度の利用拡大 ・ 債務負担行為や明許繰越制度等の 一層の活用

#### (1) 建設現場の生産性向上

##### 取組みの方向性 5 i-Construction の理解度の向上と活用推進

##### ① 受発注者協働による新技術活用方法の検討

本県の ICT を活用した工事実績は、他県と比較して少ない状況にある。

県はこれまでに現場見学会による ICT の習得支援など取り組んできたが、受発注者ともにさらなる技術活用に関する理解度の向上が求められている。

今後建設現場の生産性向上を図るために、受発注者協働による情報共有や新技術の活用方法の検討などに努めるべきである。

##### ② ICT 活用に関する技術者や事業者の啓発

ICT 工事の普及や BIM/ CIM の活用と合わせて、ICT 活用に関する技術者や事業者の意識啓発に努める必要がある。

##### ③ ICT の全面的な活用

###### ・ ICT 工事の普及、BIM/ CIM の活用

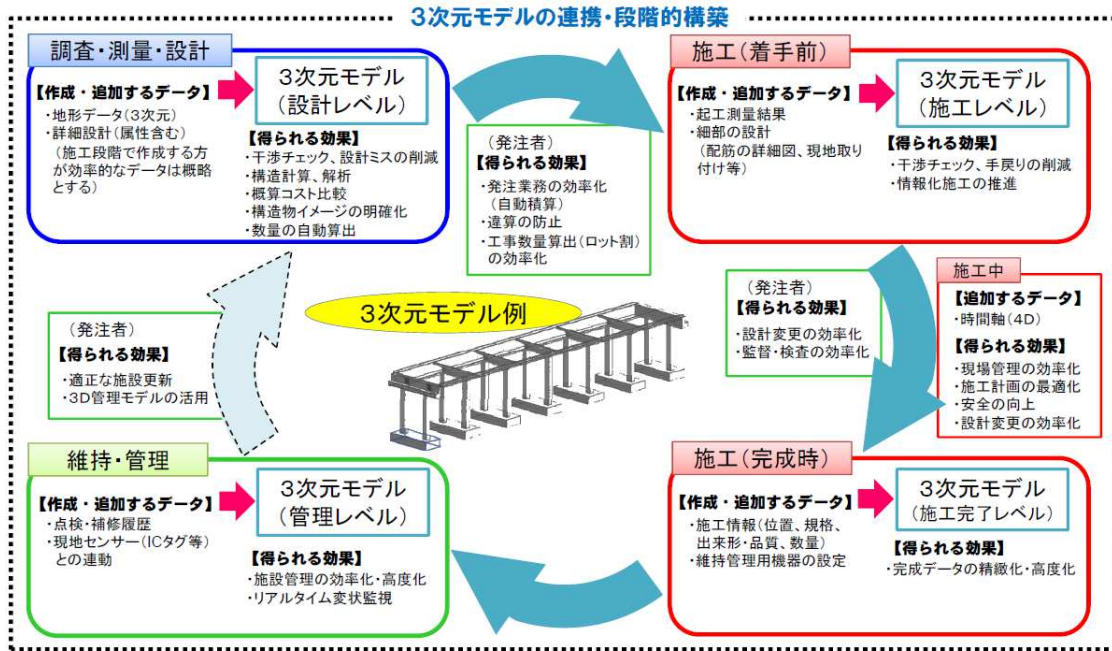
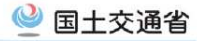
i-Construction の推進にあたって、これまで県では ICT を活用したモデル工事を実施し、その効果や課題を確認するとともに、関係団体等の意見も踏まえながら、県内建設業者の実情に応じた対応や支援を検討してきた。

今後も ICT 工事の普及拡大を行い、BIM/ CIM の導入に向け検討を進めていくべきである。

# BIM/CIM

計画・調査設計から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても、情報を充実させながらこれを活用し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムにおける受発注双方の業務効率化・高度化を図るもの。

## CIMの概念



出所：国土交通省「国土交通省 CIM 導入ガイドライン(案)」

・ 情報共有システムの本格運用

これまで県では、平成 28 年度から情報共有システムの試行に取り組んでおり、試行に関するアンケートでは、「時間外でも書類授受ができる」や「現場と事務所間の移動の短縮」などがメリットとして挙げられ、今後の利用に関しては、受発注者ともに約 8 割が「利用したい」と回答している。

今後は本格運用を目指し、重要な変更協議や現場管理に費やす時間を拡充することを支援し、更なる効率化を図るべきである。

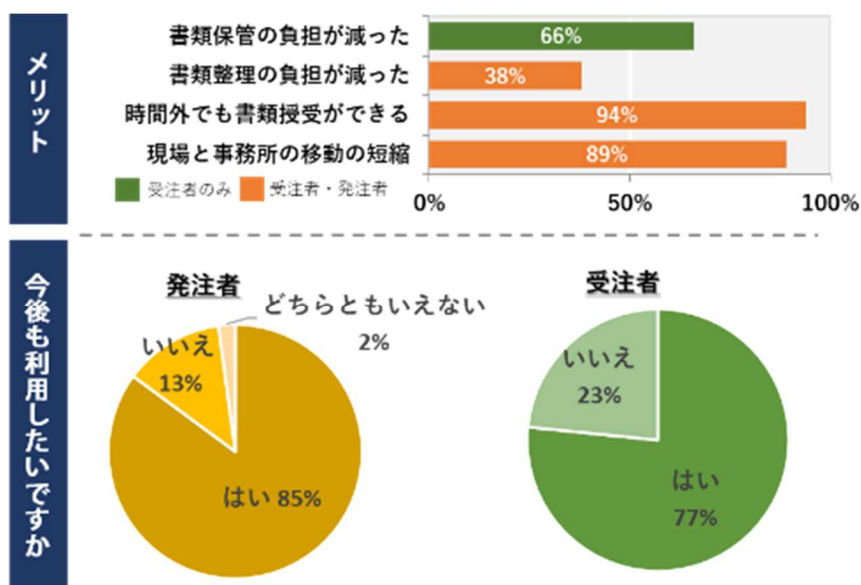


図-2 4 情報共有システム試行アンケート（平成 30 年度）

出所：山梨県「情報共有システム試行に関するアンケート結果」

④ 規格の標準化

・ プレキャスト、プレハブ製品の活用方法の検討・拡充

プレキャスト、プレハブ製品の利用拡大は現場の省力化や工期短縮が期待できる一方、特殊な製品の場合には逆効果になる可能性もあることから、プレキャスト、プレハブ製品を効果的に活用するために、導入条件の整備などについて検討し、さらなる拡充を図るべきである。

**プレキャスト、プレハブ製品**

工場であらかじめ製造した側溝、管、マンホール、くい、橋げたや建物の一部などの製品。工事現場に運搬し、建設現場での据付けと組立てを考慮して製作した、構造物や施設などを構築するための資材。

- ・ **鉄筋の機械式定着工等の採用**

鉄筋コンクリート構造の施工の際に、機械式鉄筋定着工法を導入することにより、難易度の高い配筋作業が改善されるとともに、鉄筋工の効率化及び生産性の向上による工期短縮が期待されている。今後もこのような生産性向上に寄与する技術を積極的に採用していくべきである。

- ・ **高流動コンクリートの採用**

鉄筋コンクリート構造物等の施工をする際に、配筋量や締固め高さなどの施工条件に応じて、適宜流動性を高め、適切な施工性能を確保したコンクリートを活用することにより、充填不足といった施工のトラブルのリスクを低減し、コンクリート構造物のさらなる品質向上及び現場打ちコンクリートの生産性向上が期待されているため、今後も積極的に採用すべきである。

## ⑤ 施工時期の平準化

- ・ **余裕期間制度の利用拡大**

公共工事は、予算成立後に入札契約手続きを行うことが一般的であり、第1四半期は工事量が減少し、年度末に工期末が集中する傾向にある。このような工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量を平準化させることは、建設業者の経営の健全化や労働者の処遇改善などの効果のほか、担い手不足等による入札不調等の解消も期待できる。

これまで県では、年度の区切りにとらわれることのない工期設定を行うなど切れ目のない発注や、工事着手までの余裕期間制度の設定を試行するなど取り組んできた。今後も余裕期間制度の対象工事拡大や平準化による工事毎の発注時期の調整、発注見通しの統合公表を行うなど、さらなる施工時期の平準化に努めるべきである。

- ・ **債務負担行為や明許繰越制度等の一層の活用**

これまで県では、国の翌債制度を活用した工期設定や、債務負担行為（ゼロ県債）についても積極的に活用してきた。

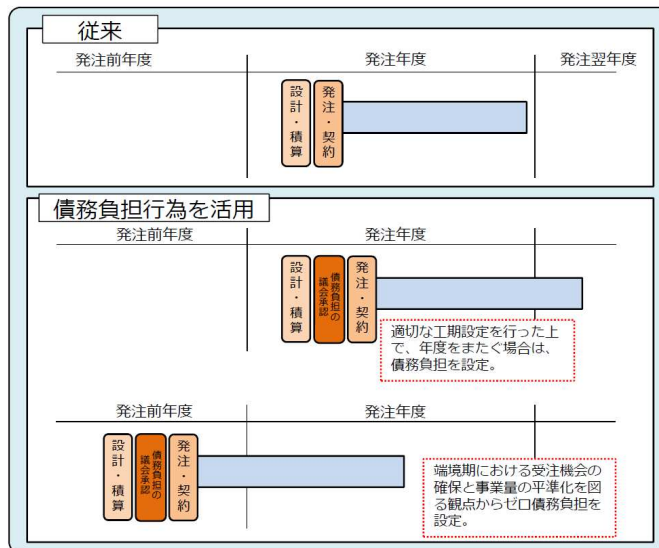
今後も債務負担行為や明許繰越制度等を一層に活用し、施工時期の平準化に努めるべきである。

## 明許繰越制度

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

## ゼロ債務を活用した発注時期調整

適切な工期設定を行った上で、年度をまたぐような工事は基本的に複数年度の債務負担行為を設定するなどして、施工時期等の平準化も踏まえた事業執行に取り組む。端境期における事業量の確保など、年間を通した工事の平準化と早期発注による効果的な執行を図るため、ゼロ債務負担を設定。



出所：国土交通省「地方公共団体における平準化の取組事例について資料」

## 6. 経営力・営業力の強化

### 持続可能な建設産業にするための取組みの方向性

経営の安定・ 基盤強化	事業見通しの提示	①発注見通しの統合公表 ②県計画等に中長期的な事業見通しを提示
	経営力の強化	①経営基盤の強化 （技術力向上、生産性向上、営業力強化など） ②既存技術を活かした新たな事業展開 ③合併・協業化などの企業連携 ④建設企業の事業承継 ⑤適正利潤の確保
地域の守り手 の維持	建設産業が地域で活躍できる環境づくり	①地域限定型発注の導入検討 ②災害対応力の適正な評価とインセンティブ付与の検討 ③維持管理業務における柔軟な発注方式の検討

#### (1) 経営の安定・基盤強化

##### 取組みの方向性 6 事業見通しの提示

##### ① 発注見通しの統合公表

県ではこれまで、市町村など他の発注者と連携して地域ごとに公共工事の発注見通しを公表してきた。建設業者による人員配置計画や建設資材の手配など、人材や資機材の効率的な活用が可能となるよう、引き続き、国、県、市町村が公共事業の発注見通しを統合し、公表していくべきである。

##### ② 県計画等に中長期的な事業見通しを提示

建設業者が経営の見通しを立てられるよう、発注見通しの統合公表に加え、社会資本重点整備計画などの県計画に中長期的な事業見通しを提示し、計画的に推進すべきである。

##### 取組みの方向性 7 経営力の強化

##### ① 経営基盤の強化（技術力向上、生産性向上、営業力強化など）

これまで県では、専任の相談員を配置して経営相談窓口を開設し、県内建設業者が利用できる各種の支援制度を「建設業活用支援ガイド」として取りまとめ、相談内容に応じた制度の紹介や関係機関・所管部署への案内等を行うとともに、新分野進出・経営多角化への支援を行ってきた。

今後は建設業者が自ら行う、経営効率の向上、営業力の強化、建設技術力の向上など経営基盤の強化に向けた積極的な取組みに対して支援を行うべきであり、建設現場の生産性向上や就労環境の改善など、働き方改革に取り組む建設業団体・建設業者への支援についても検討するべきである。

##### ② 既存技術を活かした新たな事業展開

経営基盤を一層安定させるためには、県内建設産業が持つ専門知識と豊かな経験を生かした新たな事業展開が必要である。

建設産業を基盤とした新たな事業展開に取り組む事業者への支援を積極的に行うべ

きである。

### ③ 合併・協業化などの企業連携

県内建設業は小規模事業者がほとんどであり、企業単位ではICTを含む新技術の導入や、新たな事業展開への取組みが進まない状況にある。今後増加する見込みである公共のメンテナンス分野を支える事業者や新たな人材を確保・育成するため、合併・協業化などの企業連携の支援を積極的に取組むべきである。

### ④ 建設企業の事業承継

建設業就業者の高齢化が進む中で、個人事業主だけでなく中小規模の法人においても早期の事業継承が課題となっている。建設産業の工事ノウハウや人材、建設機械などが円滑に次の代に引き継がれるよう、取組むべきである。

### ⑤ 適正利潤の確保

公共工事を施工する建設業者が、適正な利潤の確保を可能とするためには、発注者が予定価格を適正に定めることが不可欠である。

このため、県では、予定価格の設定に当たっては、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、市場における最新の取引価格や施工の実態等を反映した積算に努めているところであり、引き続き、適切な予定価格の設定に努めるとともに、契約後の物価変動や施工条件の変化等にも適切に対応していくべきである。

## (2) 地域の守り手の維持

### 取組みの方向性 8 建設産業が地域で活躍できる環境づくり

#### ① 地域限定型発注の導入検討

地域の社会資本の老朽化が進行している現在、地域の公共施設等の維持管理等が将来にわたって持続的に行われていく必要がある。また、維持管理業務に加え、除雪や道路・橋梁・河川等のパトロール（巡回・巡視）と小規模補修（補強）などは、地域の建設業者がその担い手となることで、決め細やかな対応が可能となる。さらに災害時の応急対応についても、建設業者が地域の守り手として重要な役割を担っている。このようなことに配慮し、地域限定型の発注・契約方式の採用について検討していくべきである。

#### ② 災害対応力の評価とインセンティブ付与の検討

発災時は情報不足が生じ、地域の被災状況等が行政機関やインフラ事業者に伝わりづらく、その状況がかなり長く続く地域が生じることが分かってきている。これらの状況に適切に対応し、いち早く復旧・復興を促すために、地域に精通した建設業者が大きな役割を担っている。このようなことから、建設業者の防災対応力を評価しインセンティブを付与することなどにより、防災活動や発災時の対応力をさらに強化していくことを検討すべきである。

#### ③ 維持管理業務における柔軟な発注方式の検討

地域インフラの維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制

度において担い手確保に資する工夫が必要である。インフラ維持管理や災害応急対応等の地域維持事業については、共同企業体に複数年契約で包括的に発注するなど、地域の実情を踏まえた柔軟な発注方式の検討を行うべきである。

## 7. 産学官連携による協働体制の構築

### 取組みの方向性 9 情報共有・方針検討の場の創出

#### ① 「担い手の確保・育成」「i-Construction 推進」のための検討会

これまでも「CCI 山梨（やまなし魅力ある建設産業推進協議会）」「山梨県担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議」「i-Construction 推進協議会」など、産学官の関係者が連携して取組んできた。

特に「担い手確保・育成」「i-Construction 推進」については、地域の守り手である建設産業を維持し健全に発展させていくための重要なテーマであることから、既存の取組みを活かしつつ、建設業界、教育機関及び行政機関が適切な役割分担のもとに情報交換や連携を密にし、各機関が実施する施策についてさらに連携を強化すべきである。県内の産学官の関係者の幅広い取組みを網羅的に把握し、連携方針等を調整するための中核的な組織として、情報共有・意見交換等を行うための場を設置し、関係団体・機関等が継続的に連携・協働する体制を構築すべきである。

#### 【県内における取組み事例】

##### CCI 山梨（やまなし魅力ある建設産業推進協議会）

やまなし魅力ある建設産業推進協議会（CCI 山梨）は従来の建設事業のイメージを脱皮して、地域社会への建設事業の正しい理解の浸透、労働環境の改善、若年層への魅力づくり等を積極的に推進することを目的に産、官、学の代表により、平成 4 年 6 月に発足した。



##### 山梨県担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議

年代の近い身近な社内講師を育成し、若手技術者等がコミュニケーションを取りやすい環境を構築するため、企業に対し、集団での訓練やセミナー受講の場を提供するとともに、その他、行政等と連携し、高校生向けの企業セミナーを開催することを目的としている。



## 明日の建設産業を考える山梨会議について

### ≪開催経過≫

#### 第1回：平成30年10月12日（金）

- (1) 本県建設産業の現状と課題
- (2) 検討テーマ、議論の進め方について

#### 第2回：平成31年2月21日（木）

- (1) 第1回会議の主な意見と検討テーマの設定
- (2) 建設業者向けアンケートの結果
- (3) 検討テーマについて
- (4) 「担い手の確保」について
- (5) スケジュールについて

#### 第3回：令和元年9月17日（火）

- (1) 前回までの議論
- (2) 担い手の確保・育成、就労環境の改善について
- (3) i-Constructionの推進について
- (4) 経営力・営業力の強化について
- (5) 産学官連携による協働体制の構築
- (6) 提言のまとめ方
- (7) その他

#### 第4回：令和元年12月2日（月）

- (1) 提言書（案）について
- (2) その他

#### 第5回：令和2年 月 日（ ）

《委員名簿》

	所属・役職等
くろはね まさこ ◎ 黒羽 雅子	山梨県立大学国際政策学部総合政策学科 教授
しけ ちかし 四家 千佳史	(株)小松製作所 執行役員 (一般社団法人日本建設機械施工協会 i-Construction 施工による生産性向上推進本部 副本部長)
すえつぎ ただし 末次 忠司	山梨大学大学院工学域土木環境工学系 教授
てづか こうき 手塚 幸樹	山梨県立甲府工業高等学校 校長
なかい みちお 中井 道夫	(元)山梨学院大学法学部政治行政学科 教授
にしざわ つよし 西澤 彊	ワールド開発工業(株) 会長
しもながよし けんじ 下永吉 健司	(一財)建設業振興基金 経営基盤整備支援センター
ふかさわ はじめ 深澤 肇	山梨県商工会連合会 専務理事
まえじま せつこ 前嶋 世津子	昭和建設(株) (けんせつ小町甲斐 代表)

◎：委員長